



熊本県公報

第11744号
平成20年10月3日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定廃止……………（障害者支援総室） 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………（交通・くらし安全課） 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………（障害者支援総室） 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………（ ） 2
- 臨港地区指定変更……………（港湾課） 2
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 3

公 告

- 争議行為の予告……………（労働雇用総室） 3
- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 3
- 道路の位置指定の公告……………（ ） 4
- 道路の位置指定の公告……………（ ） 4
- 平成21,22年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領……………（監理課） 4
- 平成20年度熊本県准看護師試験の実施……………（医療政策総室） 6
- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 7
- 開発行為工事完了公告……………（ ） 7

登 載 依 頼

- くまもと未来会議の開催……………（企画課） 8
- 直接請求に係る連署基準数……………（熊本県選挙管理委員会） 8
- 直接請求に係る連署基準数……………（ ） 8
- 熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程……………（病院局） 9
- 地域交通安全活動推進委員の活動区域の変更……………（警察本部交通企画課） 9
- 地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正……………（ ） 10
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所轄区域又は警備区域の一部改正……………（警察本部地域課） 11
- 熊本県明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程……………（選挙管理委員会） 11
- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程……………（ ） 11

告 示

熊本県告示第859号
 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。
 平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	廃止年月日
イレブン調剤薬局 薬園店 熊本市薬園町4番5号	株式会社 イレブン調剤 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号	平成20年9月15日

熊本県告示第860号
 熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年9月24日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	セックスガードマン すごい腰使い (新東宝) や・り・ま・ん (新東宝) 老舗旅館の仲居たち 不倫混浴温泉 (新日本) 国語美教師 肉厚のご奉仕 (新日本) 出張3P 性感恥帯 (新東宝) 人妻三十九歳 不倫同窓会 (新日本) 不倫中毒 官能のまどろみ (オーピー) 痴漢電車 エッチが大好き (新東宝) 若妻の性欲 だらしない肢体 (新日本) 半熟先生 みだらな教育実習 (オーピー) 喪服妻と老人 昇天奥義 (新日本)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第861号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
宇城学園ケアホーム・グループホーム事業所 宇土市住吉町字長塘955番地1	社会福祉法人宇城学園 宇土市住吉町字長塘955番地1 有働 慶司	平成20年 10月1日	4322300023	共同生活介護

熊本県告示第862号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
つつじヶ丘学園ケアホーム事業所 球磨郡あさぎり町須恵4180番地1	社会福祉法人つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵4180番地1 樫木 譲	平成20年 9月26日	4321880090	共同生活介護

熊本県告示第863号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により三角港臨港地区を次のとおり定めたので、同条第8項の規定により告示する。
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 臨港地区の区域
宇城市三角町際崎地区の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県土木部港湾課、熊本県宇城地域振興局土木部工務課及び宇城市土木部都市整備課

熊本県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月3日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	千丁停車場 興善寺線	八代市千丁町吉王丸字北大老毛 563番3地先から 同市興善寺町字梅木町 464番1地先まで	775.0	緊道整 (交安)

2 供用を開始する期日 平成20年10月3日

公 告

熊本県公告第689号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成20年9月18日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

- (1) 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。
- (2) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
- (3) 増員・賃金・労働条件の改善
- (4) 臨時職員に関する要求
- (5) 患者サービス向上に関する要求
- (6) 施設・設備の改善に関する要求
- (7) その他の要求

2 争議行為の日時

平成20年10月7日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 争議行為を行う場所

健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第690号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字過怠松2696番720
219.16平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市榆木5丁目8番10号
岡本 博
熊本市榆木5丁目8番10号
岡本 珠美

熊本県公告第691号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 天草市亀場町亀川283番地8
- 2 築造者の氏名 入船伸夫
- 3 道路の位置 天草市亀場町亀川字下浜田236番13、同263番9、同236番20、同263番12、同265番4及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.07メートルまで
- 5 道路の延長 77.23メートル
- 6 指定年月日 平成20年9月17日
- 7 指定番号 天草企調第9号

熊本県公告第692号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市出水3丁目4番13号
- 2 築造者の氏名 北村榮子
- 3 道路の位置 菊池市北宮字高原4番7、同5番4、同5番11、同5番12及び同5番14
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 29.89メートル
- 6 指定年月日 平成20年9月18日
- 7 指定番号 菊池景建第58号

熊本県公告第693号

平成21年度及び平成22年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の対象者
次の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 平成21年度及び平成22年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者。
 - (2) 平成20年度の経営事項審査を完了した者。（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）
- 2 申請の受付
 - (1) 申請の方法
申請に当たっては、電子申請、郵送、持参のうちいずれかの方法を選択すること。（いずれの方法でも可）
 - ア 電子申請（熊本県・市町村電子申請受付システム「よろず申請本舗」により申請するものとし、提出書類については、簡易書留により別途郵送又は持参すること。）
<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>
 - イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返信用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 - ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間及び提出先
 - ア 電子申請の場合
受付期間 平成20年12月1日（月）から平成21年1月21日（水）まで
※ 郵送書類は1月21日の消印有効
 - イ 郵送の場合
受付期間 平成20年12月1日（月）から平成21年1月21日（水）まで
※ 1月21日の消印有効
提出先 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設係

ウ 持参の場合
 受付期間 決算期が平成19年10月1日から平成20年8月31日までの建設事業者において、平成20年12月17日(水)から平成20年12月24日(水)まで、決算期が平成20年9月1日から平成20年9月30日までの建設事業者においては平成21年1月20日(火)及び21日(水)とする。
 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 受付場所 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

3 提出書類及び提出部数

(1) 平成21・22年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事) 2部
 ※ 電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票(申請書)を郵送により一部提出すること。

(2) 使用印鑑届 1部
 ※ 電子申請の場合のみ提出すること。

(3) 平成21・22年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
 ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの入札に参加しようとする者で、アからソまでの項目に該当するもののみ提出すること。

ア 平成20年9月30日現在において、財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者

イ 平成19年1月から平成20年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者

ウ 平成20年6月1日現在において法定雇用率が適用される業者で、法定雇用率が適用されない業者で障害者を1人以上雇用しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で障害者を1人以上雇用しているもの

エ 平成20年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者

オ 平成19年1月から平成19年12月まで及び平成20年1月から平成20年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者

カ 平成20年9月30日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証・登録証を有する者

キ 平成19年1月から平成20年12月までの間に建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者

ク 平成20年9月30日現在において、県(熊本土木事務所又は地域振興局)と防災協定を締結している者

ケ 平成15年10月から平成20年9月までの間に取得したCPDSの単位(企業全体のもの)がある者

コ TIS(新技術情報提供システム)への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者

サ 平成19年1月から平成20年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者

シ 平成20年9月30日現在において、ほ装用機械を保有し施工体制を整えている者

ス 平成20年9月30日現在において、常勤性のあるほ装施工管理技術者を雇用している者

セ 平成20年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降に技術者に係る変更があった者

ソ 平成17年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者

(4) 「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類 1部

4 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。

(2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。

5 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成21年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

- 6 問い合わせ先
(1) 申請全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-383-1111
(2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第694号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成20年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時
平成21年2月20日（金）
午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目1-100
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成21年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 保健師助産師看護師法第21条第1号、第2号又は第4号に該当する者（平成21年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
(4) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、保健師助産師看護師法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
(1) 受付期間
平成21年1月6日（火）から平成21年1月13日（火）まで
受付時間は、午前8時30分から午後6時まで
郵送の場合は、平成21年1月13日（火）までの消印のあるものを受け付ける。
(2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部医療政策総室又は各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）
郵送の場合は、120円切手を同封し熊本県健康福祉部医療政策総室へ請求すること。
(3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書し、書留郵便で送ること。
(4) 提出書類等
ア 平成20年度熊本県准看護師試験申込書
イ 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 4の受験資格（1）、（2）又は（3）に該当する者で修業又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成21年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
(イ) 4の受験資格（4）に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。
ウ 受験料
6,900円（申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはること。）
(ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。
(イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。
(5) 受験票の交付
受験票は、平成21年2月5日（木）までに郵送等により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医療政策総室看護班まで問い合わせること。
(6) 試験申込書の記入上及び申込み時の注意点

- 試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。
- ア 試験申込書に記入する氏名は、戸籍（外国人の場合は、外国人登録証明書）に記載されている文字を使用すること。
 - イ 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票にはり、写真票の所定の事項を記入すること。
 - ウ 受験票返信のための80円切手を同封すること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手をはること。
- 6 合格者の発表
 試験の合格発表は、平成21年3月18日（水）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。
 また、合格者には郵送等により通知する。
 電話による試験結果の問い合わせには応じない。
- 7 口頭による個人情報の開示請求
 この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。
- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）
 - (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
 - (3) 開示を行う内容 総合得点
 - (4) 開示請求できる者 受験者本人
 ※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。
- 8 試験問題、正答、不適切問題における公表について
- (1) 公表期間 合格発表の日から2週間
 - (2) 公表手段 熊本県ホームページ
- 9 その他
 4の受験資格（1）、（2）又は（3）に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものについては、平成21年3月9日（月）正午までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合、当該受験は無効とする。
 ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合は、熊本県健康福祉部医療政策総室に申し出ること。
- 10 問い合わせ先
 熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
 電話 096-333-2206

熊本県公告第695号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 葦北郡芦北町大字乙千屋字柳添1番11、同1番12、同1番14、同1番15、同1番53、同1番54及び同1番55
 3,372.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
 株式会社コメリ

熊本県公告第696号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成20年10月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 下益城郡富合町大字田尻字平碓334番2、同335番1、同337番1、同337番3、同338番1、同338番3、同339番1、同339番2、同340番1及び同340番3
 6,613.04平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
 下益城郡富合町大字田尻字平碓340番地
 九州重機株式会社

登 載 依 頼

くまもと未来会議第1号

第1回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成20年10月10日(金)
午後5時から午後7時まで
- 2 開催場所
東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館 402会議室
- 3 内容
議題「外から見た熊本のイメージと、私が思う熊本の可能性について」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、係員の指示に従って、入室することができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課計画策定班
(電話 096-333-2017)

熊本県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に
基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第8
6条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162
号)第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た
数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成20年10月3日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その総数の50分の1 29, 879
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて
得た数とを合算して得た数 315, 658

熊本県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3
分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗
じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり
である。
平成20年10月3日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	155, 093
八代市・八代郡選挙区	40, 781
人吉市選挙区	9, 896
荒尾市選挙区	15, 532
水俣市選挙区	7, 842
玉名市選挙区	19, 379
天草市・天草郡選挙区	28, 675
山鹿市選挙区	16, 030
菊池市選挙区	14, 117
宇土市選挙区	10, 246
上天草市選挙区	9, 161
宇城市選挙区	17, 317
阿蘇市選挙区	8, 133
合志市選挙区	14, 167
下益城郡選挙区	11, 156
玉名郡選挙区	12, 737

鹿本郡選挙区	8, 337
菊池郡選挙区	16, 917
阿蘇郡選挙区	11, 418
上益城郡選挙区	24, 940
葦北郡選挙区	7, 326
球磨郡選挙区	17, 031

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年10月3日

熊本県病院事業管理者 若本 隆治

熊本県病院局管理規程第22号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程
熊本県病院局会計規程（平成20年熊本県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記第20号様式中「熊本県下益城郡」を「熊本市」に改める。

附 則
この規程は、平成20年10月6日から施行する。

熊本県公安委員会告示第19号

下益城郡富合町と熊本市の合併に伴い、熊本南警察署に係る地域交通安全活動推進委員を次のように変更するので告示する。

平成20年10月3日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 変更年月日
平成20年10月6日
- 2 熊本南警察署に係る者の氏名、住所及び活動区域
 - (1) 変更前

氏 名	住 所	活動区域
有田 末人	熊本市田井島二丁目8番58号	熊本南警察署管轄区域
上田 六男	熊本市紺屋阿弥陀寺町35番地	〃
魚住 準一	熊本市上代三丁目13番12号	〃
梅田 眞市	熊本市田崎一丁目1番29号	〃
尾村 哲	熊本市島崎四丁目7番14号	〃
勝矢 幾寛	熊本市二本木三丁目10番21号	〃
木下 義信	熊本市無田口町1711番地1	〃
高野 格	熊本市高橋町135番地	〃
橘 一男	熊本市小島中町5番地	〃
田中 幸治	熊本市近見六丁目9番45号	〃
谷川 廣	熊本市八幡七丁目3番2号	〃
田上 平	熊本市海路口町3809番地1	〃
塚本 勝	熊本市南熊本一丁目3番8号	〃
津田 秀磨	熊本市春日四丁目24番7号	〃
豊永 健一	熊本市御幸笛田四丁目18番5号	〃
中川 憲正	熊本市近見八丁目13番50号	〃
中村 恵彦	熊本市河内町野出1004番地	〃
中村 剛	熊本市沖新町668番地	〃
中村 博巳	熊本市野口一丁目11番8号	〃
野口 泰子	熊本市護藤町606番地	〃
平野 文洋	熊本市出仲間二丁目1番45号	〃
藤本 明	熊本市池上町1340番地	〃
藤原 謙吾	熊本市新町三丁目10番13号	〃
村上 清孝	熊本市河内町船津2850番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
-----	-----	------

吉田 誠義	熊本市本荘町688番地2	熊本南警察署管轄区域
高木 良一	下益城郡富合町大字大町414番地	宇城警察署管轄区域
村崎 義春	下益城郡富合町大字榎津1033番地	〃

(2) 変更後

氏 名	住 所	活動区域
有田 末人	熊本市田井島二丁目8番58号	熊本南警察署管轄区域
上田 六男	熊本市紺屋阿弥陀寺町35番地	〃
魚住 準一	熊本市上代三丁目13番12号	〃
梅田 眞市	熊本市田崎一丁目1番29号	〃
尾村 哲	熊本市島崎四丁目7番14号	〃
勝矢 幾寛	熊本市二本木三丁目10番21号	〃
木下 義信	熊本市無田口町1711番地1	〃
高木 良一	熊本市富合町大町414番地	〃
高野 格	熊本市高橋町135番地	〃
橋 一男	熊本市小島中町5番地	〃
田中 幸治	熊本市近見六丁目9番45号	〃
谷川 廣	熊本市八幡七丁目3番2号	〃
田上 平	熊本市海路口町3809番地1	〃
塚本 勝	熊本市南熊本一丁目3番8号	〃
津田 秀磨	熊本市春日四丁目24番7号	〃
豊永 健一	熊本市御幸笛田四丁目18番5号	〃
中川 憲正	熊本市近見八丁目13番50号	〃
中村 恵彦	熊本市河内町野出1004番地	〃
中村 剛	熊本市沖新町668番地	〃
中村 博巳	熊本市野口一丁目11番8号	〃
野口 泰子	熊本市護藤町606番地	〃
平野 文洋	熊本市出仲間二丁目1番45号	〃
藤本 明	熊本市池上町1340番地	〃
藤原 謙吾	熊本市新町三丁目10番13号	〃
村上 清孝	熊本市河内町船津2850番地	〃
村崎 義春	熊本市富合町榎津1033番地	〃
吉田 誠義	熊本市本荘町688番地2	〃

熊本県公安委員会規則第10号

地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。
平成20年10月3日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則
地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中

熊本南警察署管轄区域	25	宇城警察署管轄区域	20
------------	----	-----------	----

を

熊本南警察署管轄区域	27	宇城警察署管轄区域	18
------------	----	-----------	----

に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

熊本県公安委員会告示第20号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年10月3日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表熊本南警察署飽田駐在所の項の次に次のように加える。

小岩瀬 駐在所	同 富合町 小岩瀬	熊本市富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、 富合町上杉、富合町小岩瀬、富合町莎崎、富合 町国町、富合町菰江、富合町釈迦堂、富合町杉 島
富合町新 駐在所	同 富合町 新	熊本市富合町榎津、富合町清藤、富合町木原、富 合町古閑、富合町三拾町、富合町志々水、富合 町新、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、 富合町廻江、富合町南田尻

1の表宇城警察署小岩瀬駐在所の項及び宇城警察署富合町新駐在所の項を削る。

熊本県選挙管理委員会告示第103号

熊本県明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成20年10月3日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩尾 映二

熊本県明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程

熊本県明るい選挙推進協議会規程（昭和32年10月31日熊本県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

年 月 日 委員 氏 名 印 委員 氏 名 印 委員 氏 名 印	熊本県明るい選挙推進協議会長 様 熊本県明るい選挙推進協議会の召集請求について 標記の件について、熊本県明るい選挙推進協議会設置条例第5条第2項の規定に基づき、委員の3分の1以上の連署をもって下記事件につき熊本県明るい選挙推進協議会をすみやかに召集されるよう請求します。 記 1 付議事件名 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ 2 招集請求の理由
---	--

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第104号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成20年10月3日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩尾 映二

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規

程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和57年11月4日熊本県選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第143条第16項」を「第143条第17項」に改める。

第1条第2項中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改める。

別記第1号様式備考1中「衆議院議員選挙用」を「衆議院小選挙区選出議員選挙用」に、「（衆議）」を「（衆・小）」に改める。

別記第2号様式備考1中「衆議院議員選挙用」を「衆議院小選挙区選出議員選挙用」に、「（衆議）」を「（衆・小）」に改める。

別記第3号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。